鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

新旧対照表

改正後	改正前
鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 平成２４年４月１日　福祉保健部策定 （平成２５年４月１日改正） （平成２７年４月１日改正） （平成２７年８月１日改正） （平成２８年４月１日改正） （令和２年４月１日改正） （略） 第１　共通事項 １　事業所の開設に関する基準 地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）の開設に当たっては、事業者は開設を希望する介護サービスについて（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護を除く。）、事前協議を経た後、指定を受けて開設するものとする。 また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護につ	鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 平成２４年４月１日　福祉保健部策定 （平成２５年４月１日改正） （平成２７年４月１日改正） （平成２７年８月１日改正） （平成２８年４月１日改正） （略） 第１　共通事項 １　事業所の開設に関する基準 地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）の開設に当たっては、事業者は開設を希望する介護サービスについて、公募において指定予定事業者として選定された後、指定を受けて開設するものとする。

いては、公募において指定予定事業者として選定された後、指定を受けて開設するものとする。 なお、事前協議または指定に当たっては、鳥取市介護保険等推進委員会（地域密着型サービス部会）の意見を聴取するものとする。 ２　（略） 第２　（略） 第３　小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 （略） 第４　（略） 第５　削除 第５　地域密着型通所介護 （略）	なお、指定予定事業者の選定及び指定決定に当たっては、必要に応じて鳥取市高齢者地域介護・予防協議会の意見を聴取し、選定または決定するものとする。 ２　（略） 第２　（略） 第３　小規模多機能型居宅介護 （略） 第４　（略） 第５　複合型サービス 複合型サービス事業について、これを構成するサービスに地域密着型サービスがある場合、その地域密着型サービスは本指針の定める要件を満たさなければならないものとする。 第６　地域密着型通所介護 （略）